

大阪市非認知能力調査及び研修
業務委託落札者決定基準

大阪市教育委員会事務局

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

下記、(2)及び(3)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（以下「総合点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「技術点」と「価格点」のバランスは、3対1とする。入札者の獲得する「総合点」は、「技術点」と「価格点」の単純な和となる。

$$\text{総合点 (400 点)} = \text{技術点 (300 点)} + \text{価格点 (100 点)}$$

(2) 技術点（提案内容の評価）

提案内容の評価は「提案書評価表」（別紙1）に基づき提案内容の評価し300点を与える。

(3) 価格点（入札価格の評価）

入札価格については、後に示す計算式に基づき入札価格に対する点数を与える。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合点数が最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

- ア 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合
「技術点」が高い者を落札者とする。
- イ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合
「技術評価点」における大項目の配点の高い上位2項目の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」、「技術点」における大項目の配点の高い上位2項目の合計点が同じ場合
「入札価格」が低い者を落札者とする。なお、「入札価格」まで同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2 提案内容の評価

(1) 技術点の評価

「技術点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

ア 評価項目の大分類の設定、配点

「提案書評価表」（別紙 1）に基づき評価項目の分類、配点を設定する。

分類	配点設定	配点割合
全体	40	13%
実施体制と業務遂行能力の優位性	40	13%
質問内容及び解答方法の優位性	50	17%
測定結果内容の優位性	40	13%
研修体制及び内容の優位性	90	30%
セキュリティ保持の優位性	20	7%
緊急時の対応の優位性	20	7%
合計	300	100%

イ 評価項目の評価点の考え方

評価項目単位の採点は 0～5 点までの 6 段階で評価する配点方式を基本とする。

- (ア) 発注者で想定していた提案であれば「3 点」（以下「基準点」という。）とする。
- (イ) 非常に優れた提案は「5 点」とする。
- (ウ) 非常に低いレベルの提案は「1 点」とする。
- (エ) その中間レベルには「4 点」、「2 点」とする。
- (オ) 記述のないものは「0 点」とする。

ウ 技術点の算出方法

「技術点」は、「得点」の合計点とする。

(2) 技術点の減点について

ア 提案書のページ数について

提案書の総ページ数が 50 ページを超えた場合は、「技術点」から 40 点を減点する。なお、総ページ数が上限を大きく逸脱している場合は、評価しないことがあるので注意すること。

イ 技術点について

「技術点」の合計が 50%（150 点）未満の場合には落札者とししない。

3 入札価格の評価

「価格点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{「価格点」} = 100 \text{ 点} \times (1 - \text{「入札価格」} / \text{「予定価格」})$$

予定価格は、入札に当たっての評価のための数値であり、発注者にて設定する。なお、入札参加者の入

札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者としなない。(提案内容の評価は行わない。)